

## 長岡京市環境の都づくり会議会則

(名称)

第1条 この会は、長岡京市環境の都づくり会議という。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を長岡京市長法寺谷山13-1 長岡京市多世代交流ふれあいセンター市民活動オフィスフロア内に置く。

(目的)

第3条 この会は、『つむぎ織りなす環境の都』を目指し、市民・事業者・行政などと協力して、持続可能な地域社会づくりを進めることを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、各種活動を推進する。

(会員)

第5条 この会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 賛助会員 この会の目的に賛同して資金援助をする個人・団体。
- (3) 準会員 この会の目的に賛同して活動を実践する個人・団体。

(入会)

第6条 正会員として入会しようとするものは、入会届(別紙様式1)を提出し、月例会議で承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員の会費は、年間1,000円とする。

2 賛助会員は、協賛金1口 年間1,000円からとし、何口でも資金援助ができるものとする。

(退会)

第8条 正会員は、退会届(別紙様式2)を提出し、任意に退会することができる。

2 正会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 継続して、2年以上会費を滞納したとき。
- (3) 1年以上連絡が取れず、活動の意思がないものと判断したとき。

(拠出金の不返還)

第9条 会員が納入した会費及びその他の拠出金はその理由を問わず、これを返還しない。

(役員)

第10条 この会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 2名
- (5) 渉外 若干名
- (6) 広報 若干名

(役員を選出)

第11条 正会員の中から総会において選出する。

(役員職務)

第12条 代表は、この会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、この会の会計業務を統括する。

- 4 監査は、この会の会計監査を行う。
- 5 渉外は、各種関係団体等との連絡・調整を行う。
- 6 広報は、この会の活動を広報する。

(役員任期)

第13条 役員任期は、原則2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員が欠けたときは、正会員のなかから補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。
- (総会)

第14条 総会は正会員をもって構成し、毎年1回開催する。

- 2 総会は、正会員の過半数以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を含むこととする。
- (審議事項)

第15条 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員を選出又は解任
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) その他運営に関する重要事項

(議決)

第16条 総会に於ける審議事項は、出席者の過半数をもって議決する。

(月例会議)

第17条 この会議は、役員、各プロジェクトのリーダー及びサブリーダーにより構成する。それ以外の者が参加する場合は、代表の承認を得なければならない。

- 2 この会議は、毎月1回定期的に開催し、必要に応じて臨時開催することができる。
- 3 この会議は、会員の入会の承認、総会議決範囲内の予算の執行、主催・共催・後援行事の決定などの業務を行う。
- 4 議決を要する場合は、総会の規定に準ずる。

(事業年度)

第18条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第19条 本会の運営に要する経費は、会費、補助金、事業収入、協賛金、その他の収入をもって充てる。

(会則の変更)

第20条 会則の変更は、必要に応じて総会の議決により行うことができる。

附則

- 1 この会則は、平成13年8月20日から施行する。
- 2 この会則は、平成15年6月10日から施行する。
- 3 この会則は、平成16年7月13日から施行する。
- 4 この会則は、平成21年5月9日から施行する。
- 5 この会則は、平成24年5月12日から施行する。
- 6 この会則は、平成25年5月11日から施行する。
- 7 この会則は、平成29年5月13日から施行する。